



米国税務

QI/FATCA 関連情報

OECD 共通報告基準の初期導入グループが共同声明を公表

アメリカ

2014 年 4 月 2 日

2014 年 3 月 19 日、OECD 共通報告基準 (Common Reporting and Due Diligence Standards: 以下「CRS」) の早期導入を目指すグループは、同基準に対する誓約と主要なスケジュールに関する共同声明を発表した。新規口座についての本人確認手続き開始日は 2016 年 1 月 1 日で、2015 年 12 月 31 日時点で存在する既存口座については、2016 年 12 月 31 日 (富裕個人口座の場合) および 2017 年 12 月 31 日 (その他全ての口座) までに確認手続きを完了しなければならない。

注目すべき点としては、米国が初期導入グループに含まれていないこと、また源泉徴収など、遵守を促すための明確な仕組みが存在しないことである。FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法: 以下「FATCA」) においてこれまで見てきたように、米国源泉の所得および総受取額に対して源泉徴収を受ける可能性があるということは、事実上全ての管轄区域および金融機関に FATCA の普遍的遵守を動機付けるのに十分なものである。従って FATCA 施行と比べると、CRS の世界的な実施に向けての課題は依然として大きいものがあるが、これを遵守しなければ、タックスヘイブンはなくなるであろう。

1. 初期導入グループ

今回の CRS の初期導入に係る共同声明を発表した全 44 力国・地域は以下のとおり。

アンギラ島	フランス	ジャージ島	ポルトガル
ベルギー	ドイツ	リヒテンシュタイン	ルーマニア
バミューダ	ジブラルタル	ブルガリア	スロバキア
英領ヴァージン諸島	ギリシャ	マルタ	スロベニア
ケイマン諸島	ガーンジー島	メキシコ	南アフリカ
コロンビア	アイスランド	モントセラト	スペイン
チェコ共和国	アイルランド	オランダ	スウェーデン
デンマーク	マン島	ノルウェー	タークス・カイコス諸島
フィンランド	イタリア	クロアチア	イギリス
アルゼンチン	リトアニア	エストニア	ハンガリー
インド	ラトビア	キプロス	ポーランド

2. 共同声明の内容

初期導入グループによる共同声明は以下のとおり。

脱税は世界的問題であり、世界規模の解決策が必要である。従って、われわれは、OECD の策定による税務当局間の自動情報交換の新しい基準(共通報告基準、CRS)を歓迎する。CRS により、歳入減や納税者の負担増につながる脱税の摘発能力が段階的に向上するであろう。

われわれは、2013年4月にフランス、ドイツ、イタリア、スペインおよびイギリスによって最初に立ち上げられた枠組みに参加することで、共通報告基準の早期導入を行う姿勢を表明した。枠組みへの参加により、金融センターの将来の成長は、税の透明性のための最高の基準の採用、および国際間の脱税に取り組むための緊密な連携のみに係っていると認識を得た。

このたび共通報告基準の合意がなされ、早期導入グループにおいてはその施行を以下の意欲的だが現実的なスケジュールで実施する意向である：

- 既存口座とは、2015年12月31日時点で開設されている口座であり、新規口座とは、2016年1月1日より開設される口座である。よって、税務上の居住地を記録する新規口座開設手続きは、2016年1月1日より導入される必要がある
- 既存富裕個人口座を特定するための本人確認手続きは、2016年12月31日までに完了しなければならない。一方で、既存小額個人口座および事業体口座のための本人確認は、2017年12月31日までに完了しなければならない
- 新規口座および既存富裕個人口座に関する最初の情報交換は、2017年9月末までに行う
- 既存小額個人口座および事業体口座に関する最初の情報交換は、金融機関がこれらの口座を報告対象となる口座として特定する時期に応じて、2017年9月末までか、2018年9月末までのいずれかに行う

われわれは、他の国々や管轄区域に、この早期導入の枠組みに参加し、脱税のための隠れ場所をなくすための真の地球規模における自動情報交換システムの創設を早急に行うよう求める。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.tohmatsu.com/tax/nl/us

問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
エグゼクティブ オフィサー	生田 ひろみ	hiromi.ikuta@tohmatsu.co.jp
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	岡 映	akira.oka@tohmatsu.co.jp
マネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
TEL	03-6213-3800(代)	
URL	www.tohmatsu.com/tax	

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,300 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト (www.tohmatsu.com) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。